

令和5年度の介護保険料

所得段階	対象者	基準額(年額)× 調整率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 (66,600円) × 0.30	20,000円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 (66,600円) × 0.50	33,300円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない方	基準額 (66,600円) × 0.70	46,700円
第4段階	・世帯のどなたかに住民税が課税されているが、ご本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 (66,600円) × 0.90	60,000円
第5段階 (基準額)	・世帯のどなたかに住民税が課税されているが、ご本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 (66,600円) × 1.00	66,600円
第6段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 (66,600円) × 1.25	83,300円
第7段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 (66,600円) × 1.35	89,900円
第8段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 (66,600円) × 1.60	106,600円
第9段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 (66,600円) × 1.75	116,600円
第10段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 (66,600円) × 1.85	123,200円
第11段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 (66,600円) × 1.95	129,900円

※介護保険料は、3年ごとに見直しがされます。第8期(令和3年度から令和5年度)東御市介護保険事業計画により、3年間に提供される介護サービスの見込量を定め、この見込みに基づいて65歳以上(第1号被保険者)の方に納めていただく介護保険料が見直されています。

※第1段階から第3段階は、消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った後の調整率及び保険料年額です。